

議 事 録

| | |
|-------|---|
| 会議の名称 | 平成30年第7回本庄市農業委員会総会 |
| 開催日時 | 平成30年6月25日（月） 午後2時から 午後3時40分まで |
| 開催場所 | 本庄市役所 大会議室 |
| 出・欠席者 | 別紙のとおり |
| 議事日程 | <p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事録署名委員及び書記の指名</p> <p>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決</p> <p>(1)第42号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>(2)第43号議案 農業第経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）</p> <p>(3)第44号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>(4)第45号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>(6)第46号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>(7)第47号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について</p> <p>(8)報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>(9)報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について</p> <p>(10)報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</p> <p>(11)報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>事務局連絡事項</p> <p>6 閉会</p> |

| | |
|------|---|
| 配付資料 | 1 平成30年第7回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成30年第7回本庄市農業委員会総会議案 3 第7回総会事務局連絡事項 4 平成30年度農地パトロール実施要領 5 平成30年度加入推進活動計画（農業者年金） 6 本庄市有機100倍運動パンフレット |
| 主管課 | 農業委員会事務局 |

| 会議の経過 | |
|--------|--|
| 発言者 | 発言内容 |
| 事務局長 | <p>開会前に連絡を一つさせて頂きます。総会における処分案件のうち、各地区担当の委員の方には、調査を行って頂き、総会時に報告頂いておりますが、総会は傍聴が可能で、議事録も公開となっておりますので、調査報告及び質疑等におきまして、個人情報保護の観点から、個人情報や申請地などが特定されることのないよう氏名、住所及び地番等についての発言にはご配慮いただきますよう再度お願いいたします。</p> <p>以上で、開会前の連絡を終わります。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p> |
| 細野会長代理 | <p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。ただ今から平成30年第7回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 田端会長 | <p>皆さんこんにちは。ここ暑い日が一週間ばかり続いておりますが、今年は田植えの水も適量にありましたので、安心でした。麦の営農をしている方は、これから田植えになるかと思いますが、熱中症にならないように、気をつけてください。今年は、梅雨明けが早いようです。</p> <p>本日もたくさんの案件がありますが、よろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員44名中43名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。なお、内田推進委員から欠席届が提出されてお</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>ますので、報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は11番宮部委員及び14番清水委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案6件及び報告4件であります。</p> <p>まず、第42号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p> |
| 事務局長 | <p>第42号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第42号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、2件でしたが、整理番号1の許可申請書が取り下げられましたので、本議案での審議は1件となり、売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号2を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、宮部委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま</p> |

| | |
|------|---|
| | す。以上でございます。 |
| 議長 | 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いいたします。 |
| 宮部委員 | <p>11番宮部です。報告いたします。6月23日、田島推進委員と、受人から聞き取りを行い、所有農地と申請地の確認をしました。</p> <p>まず、受人の状況についてですが、受人の耕作は本人と世帯員2人で行っています。耕作従事日数は、1人あたり年間180日、農機具は乗用トラクター、脱穀機、耕運機、農業用自動車、田植機を各1台所有しております。</p> <p>申請地は、畑ですので、ネギを作付けしたいということです。</p> <p>また、所有農地では、水稻、キャベツ、白菜、ネギを作付けしております。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、第43号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を事務局より説明願います。</p> |
| 事務局長 | <p>第43号議案を説明いたしますので、5ページをご覧ください。第38号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」をご説明申し上げます。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、6ページから8ページをご覧ください。今回の申請件数は、10件です。田8筆及び畑17筆の面積合計25,215㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第45号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p> |
| 事務局長 | <p>第45号議案を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。</p> <p>第45号議案農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、別紙の許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請内容を説明いたしますので、13ページをご覧ください。当初計画者及び承継者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑1筆です。昭和48年10月5日が許可日となっております。計画変更申請の内容ですが、当初は、自己用住宅用地としての転用許可でしたが、建売分譲住宅用地としての計画変更でございます。計画変更する理由については、当初計画者は、自己用住宅の建設として転用する予定でしたが、その後、結婚により他市に住宅を建設したことによるものです。計画変更の事業計画については、継承者による建売分譲住宅用地として、今回の計画変更になったものです。申請面積につきましては、当初許可後に国土調査が行われておりまして、変更後の面積は、記載のとおりとなっております。なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第46号議案の整理番号4で審議いただく予定でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>第45号議案について質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第45号議案の計画変更申請について、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、承認相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第46号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>第46号議案を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>第46号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、16ページ及び17ページをご覧ください。申請件数は、10件で、使用貸借権2件、所有権移転6件及び賃借権2件でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号1を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号1について、私から報告をさせていただきます。</p> <p>申請地については18ページをご覧ください。受人と渡人は親子で、権利区分は使用貸借権です。申請事由は自己用住宅用地、用途指定はなしですが、図面のとおり、近隣に住宅が建ち並んでおり、周辺農地には影響もないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号2を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南四丁目地内の畑1筆、</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-2については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | 次に整理番号2について、宮部委員の報告をお願いいたします。 |
| 宮部委員 | 11番宮部です。6月23日に田島推進委員と現地調査に行きました。19ページの地図をご覧ください。申請事由は自己用住宅用地、権利区分は使用貸借権、第1種低層住居専用地域となっております、周辺の農地に影響がないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | <p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号3を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場・資材置場です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、吉田委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができなると認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | 整理番号3について、吉田委員の報告をお願いいたします。 |
| 吉田委員 | 15番吉田です。6月23日に現地確認を行いました。申請地は20ページをご覧ください。権利区分は所有権移転、申請事由は駐車場・資材置場用地、 |

| | |
|------|--|
| | <p>用途地域は指定なしです。周辺に住宅も建てられており、近隣の農地にも影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号3について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号3については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号4を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-4については、農用地区域から除外されているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が建売分譲住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号4について、坂爪委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 坂爪委員 | <p>8番 坂爪より報告させていただきます。21ページ、5-4の地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇〇〇から150mほど南に位置し、周辺には宅地もあり、農地と宅地が混在している状況にあります。</p> <p>先ほどの計画変更に伴う転用申請でございまして、計画変更にありましたように、当初、譲渡人が自己用住宅を建設する予定でしたが、当地に建設する必要がなくなったため、不動産業及び建設業を営む譲受人が、当地を譲受け建売分譲住宅を1棟を建設したいということで、今回の申請にいたったものです。</p> <p>去る6月23日に、現地を確認いたしました。</p> <p>申請地は、住宅に囲まれている状況であり、周辺の農地や道水路にも支障を及ぼすこと等もなく、転用については特に問題はないと思われまます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>整理番号4について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号4については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号5を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域になっています。地区担当は、塩原委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号5について、塩原委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 塩原委員 | <p>6番塩原です。22ページ、5-5の地図をご覧ください。6月23日に、現地を確認いたしました。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇に接地し、周辺には宅地もあります。</p> <p>申請目的は資材置場用地、権利区分は所有権移転です。転用には特に問題はないと思われまます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>整理番号5について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号5については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>事務局長</p> | <p>整理番号6を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の畑4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域になっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>整理番号5について、立石委員の報告をお願いいたします。</p> |
| <p>立石委員</p> | <p>8番立石です。23ページ、5-6の地図をご覧ください。6月23日に、現地を確認いたしました。</p> <p>申請地は、用途の指定はなしですが、都市計画法34条11号区域で○○○〇に隣接し、周辺は宅地が多いです。</p> <p>申請目的は建売分譲住宅用地、権利区分は所有権移転です。転用には特に問題はないと思われま。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>整理番号6について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号6については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明を求めま。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>整理番号7を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、老人デイサービスセンター用地です。用途地域は、準工業地域になっています。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、24ページをご覧ください。5-7については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>れ、改めて農地法の許可を得て、受人が通路用地として継続利用していきたく申請に至ったとのことです。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号8について、吉田委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 吉田委員 | <p>15番吉田です。6月23日に現地確認を行いました。申請地は25ページをご覧ください。権利区分は所有権移転、申請事由は通路用地です。周辺に住宅も建てられており、申請面積も小さく、近隣の農地にも影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号8について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号7については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号9を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、26ページをご覧ください。5-9については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。なお、当該申請地につきましては、申請者である受人が以前より駐車場として許可を得ないまま利用していた状況であり、今回、始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て、駐車場用地として継続利用していきたく申請に至ったとのことです。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号9について、福田委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 福田委員 | <p>16番福田です。26ページ、5-9の地図をご覧ください。6月23日に、現地を確認いたしました。</p> <p>申請目的は駐車場用地、権利区分は所有権移転です。受人が以前より駐車場として許可を得ないまま利用しておりましたが、周辺農地に影響もなく、特に</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>整理番号9について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号9については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号10について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号10を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、農業用倉庫用地です。用途地域は、指定なしです。昭和58年4月22日付けで農振農用地区域から除外されています。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地は、27ページをご覧ください。5-10については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農業用倉庫用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。なお、当該申請地につきましては、以前、申請地北側に牛舎を建築した際に、許可を得ないまま農業用倉庫を建築し、利用していた状況であります。今回、始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て、農業用倉庫用地として継続利用していきたく申請に至ったとのこととす。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局より説明がありましたが、新井委員につきましては、本人が議事対象になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>整理番号10について、坂爪委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 坂爪委員 | <p>8番 坂爪より報告させていただきます。27ページ 5-10の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○○○と○○○○○○○○の交差点から北に、直線</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>で400mほどの位置にあり、周辺は住宅や畜産施設、農地等が混在しています。</p> <p>去る6月23日に、賃借人である申請人から聞き取りを行うとともに現地を確認いたしました。</p> <p>申請人に伺ったところ、申請人は、申請地の隣接地で畜産業を営んでおりますが、申請地につきましては昭和58年頃に、畜産用の倉庫・資材の置場として農振農用地からの除外が終わっていましたが、すぐに整備が行えませんでした。その後、申請地の北側に、農地転用許可を受け牛舎を建築しましたが、それに合わせ、平成8年頃になります。申請地に農地転用の許可を受けずに、倉庫・資材置場を整備してしまい、現在に至っているということでもあります。</p> <p>許可を受けず無断で転用し使用してきたことを深くお詫び申し上げますとともに、違反状態を是正していきたいということで、今回、申請させていただいた、ということでございます。</p> <p>なお、申請地は牛舎敷地や道路に囲まれており、周辺の農地へ支障を与えることは特になく、申請人は農業の振興に力を入れており、転用は位置的にも問題ないと思われまます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>整理番号10について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号10については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。新井委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第47号議案「本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>第47号議案を説明いたしますので、議案書28ページをご覧ください。</p> <p>第47号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の5第1項第27号イの規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画及</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、農用地区域編入申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。</p> <p>申出内容については、別冊1ページをご覧ください。農用地区域への編入案件1件となっています。</p> <p>申出内容の詳細を説明いたしますので、2ページをご覧ください。こちらが、農用地区域編入申出書となります。申出人である土地所有者の住所・氏名は、記載のとおりです。申出地は、久々宇地内の畑1筆の1部で、面積は記載のとおりです。編入理由は、農用地として利用したいためとなっています。</p> <p>3ページが付近案内図、4ページが農用地区域図となっておりまして、丸で囲まれている申請地が現在のところ農用地区域から除外されて白地になっていることがお分かりかと思えます。この土地は、平成18年に分家住宅建設のために農用地区域から除外されましたが、その後、住宅の建設が中止となり、現在も農地として利用している状況です。</p> <p>このように、農用地区域内の農地であったもので、現在も耕作の目的に供している優良農地であることや土地改良区域内農地であることから、農用地区域内農地への編入は、適当であろうと思われまます。以上で本議案の説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>第47号議案について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第47号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第47号議案については、原案のとおり変更することに同意しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第18号を事務局よりお願いします。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>報告第18号を説明いたしますので、議案書29ページをご覧ください。</p> <p>報告第18号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>届出内容については、30ページ及び31ページをご覧ください。専決処分件数は、5件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に報告事項19号を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>報告第19号を説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。</p> <p>報告第19号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、33ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ること県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告でありますので、ご了承いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第20号を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第20号を説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。</p> <p>報告第20号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、35ページ及び36ページをご覧ください。専決処分件数は、9件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ること県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告でありますので、ご了承いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第21号を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>報告第21号を説明いたしますので、37ページをご覧ください。</p> <p>報告第21号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、1件です。その通知内容は、38ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告でありますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>以上で報告を終了いたします。</p> <p>皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了しました。</p> <p>次に、委員の皆様から、その他で何かございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>その他での発言がないので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>閉会</p> |

平成30年第7回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

| | |
|------|---------------|
| 開催日 | 平成30年6月25日(金) |
| 開催場所 | 本庄市役所 大会議室 |
| 開会時刻 | 午後2時 |
| 閉会時刻 | 午後3時40分 |
| 会長 | 田端 講一 |
| 会長代理 | 細野 俊文 |

| 議席番号 | 農業委員氏名 | 出欠状況 | 議事録署名人 | 地区 | 推進員氏名 | 出欠状況 |
|------|--------|------|--------|----|--------|------|
| 1 | 細野 俊文 | 出席 | | 藤田 | 齋藤 好幸 | 出席 |
| 2 | 小川 忠 | 出席 | | | 久米 正夫 | 出席 |
| 3 | 前原 喜夫 | 出席 | | 仁手 | 福島 一 | 出席 |
| 4 | 茂木 伸夫 | 出席 | | | 八木 弘 | 出席 |
| 5 | 坂上 佳久 | 出席 | | 旭 | 戸塚 毅 | 出席 |
| 6 | 塩原 廣一 | 出席 | | | 亀田 伸一郎 | 出席 |
| 7 | 茂木 悟 | 出席 | | 北泉 | 飯島 和憲 | 出席 |
| 8 | 立石 勝義 | 出席 | | | 鯨井 雅史 | 出席 |
| 9 | 浅見 精治 | 出席 | | | 笠原 正一 | 出席 |
| 10 | 鈴木 広子 | 出席 | | 児玉 | 田島 勇扇 | 出席 |
| 11 | 宮部 延一 | 出席 | ○ | | 武政 恒雄 | 出席 |
| 12 | 永尾 路子 | 出席 | | 金屋 | 倉林 永次 | 出席 |
| 13 | 田端 講一 | 出席 | | | 鈴木 良美 | 出席 |
| 14 | 清水 茂則 | 出席 | ○ | 秋平 | 奥原 定雄 | 出席 |
| 15 | 吉田 功 | 出席 | | | 清水 文夫 | 出席 |
| 16 | 福田 光男 | 出席 | | | 福島 清次 | 出席 |
| 17 | 坂本 静枝 | 出席 | | 本泉 | 間正 始 | 出席 |
| 18 | 坂爪 裕 | 出席 | | | 倉林 正 | 出席 |
| 19 | 池田 稔 | 出席 | | | 木村 文子 | 出席 |
| 本庄 | 細野 林之助 | 出席 | | 共和 | 黒沢 豊 | 出席 |
| | 吉岡 昭 | 出席 | | | 新井 明夫 | 出席 |
| 藤田 | 内田 徳晃 | 欠席 | | | 芥藤 勇 | 出席 |

説明員

| | |
|------------|---------|
| 事務局長 | 早野 悟 |
| 局長補佐兼庶務係長 | 高山 教子 |
| 農地係長 | 飯島 崇 |
| 庶務係主査 | 飯川 佳紘 |
| 農地係主査 | 中村 真敏 |
| 環境産業課産業係主査 | 古澤 千恵子 |
| 専門員 | 津久井 伊久弥 |

書記

農地係長 飯島 崇